

# 自主防災組織を つくりませんか

～ 安全・安心な地域づくり ～

みなさん知ってますか？



## 自主防災組織

『自分の命は自分で守る』

『自分たちの地域は自分たちで守る』

という考え方にたって自主的に防災活動を行う組織。それが自主防災組織です。

大規模な災害が発生すると、市や消防・警察等の防災機関による対応が遅れたり、個人や家族では対応が困難な事態になったりします。そんなとき、被害を最小限とどめるには、住民がお互いに助け合い、人命救助や初期消火、避難支援活動を行う「自主防災組織」の活動が大切です。

### 自主防災組織の活動例

災害発生前 **通常時**

災害情報の伝達方法の確認(連絡網)

高齢者や障がい者、未就学児童等の把握

防災訓練を定期的に行う・資機材の整備

災害発生後 **非常時**

避難情報や災害情報の伝達(連絡網)

避難が困難な人へ声かけ・サポート

避難所運営・非常時の協力・連携



# 自主防災組織を 結成しましょう



## はじめの一步

「組織を結成する」となると難しく考えがちですが、連絡網の整備や防災部門の設置など、取り組みやすいことから始めましょう。

## 自主防災組織ができるまで

**1** 町内会(自治会)の役員会などで話し合しましょう

**2** 規約や活動内容などを決め、自主防災組織を結成しましょう

自主防災組織結成に向け、「規約」「組織構成」「活動内容」などについて、話し合しましょう。

- ・防災連絡員を市役所に登録する
- ・町内会(自治会)の連絡網を作成する
- ・地域の危険箇所や緊急避難場所を確認する

総会などで自主防災組織の結成について協議を行い、承認を受けて結成完了となります。

**3** 市へご連絡ください (市・総務課 TEL56-5005)

自主防災組織を設置したら、市役所総務課へ次の書類等を提出し完了となります。

- ・自主防災組織設置届
- ・町内会防災連絡網
- ・自主防災組織規約又は町内会規約等

助成金に関する詳しい内容は、「自主防災組織への助成金制度について」をご覧ください。

## 市の職員が説明に伺います

最近、多くの町内会で役員の高齢化や役員のなり手が居ないことから、自主防災組織の結成や結成後の活動に不安を感じ、結成に至れない町内会の実情をよくお聞きます。市では、町内会(自治会)の役員会などに伺い、防災や自主防災組織の設置方法などに関して説明します。

ご希望の町内会(自治会)は、

市・総務課TEL56-5005へご連絡ください。

一緒に防災について考えてみませんか？